

奈良市告示第388号

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年7月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機を購入し、事業所に設置し、運用する事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、事業所から排出される生ごみの減量及び減容を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業者が継続して事業の用に供するため市内に設けた、事務所、店舗、工場及び倉庫等の施設
- (2) 生ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、食品が食用に供された後、又は供されず廃棄された物
- (3) 生ごみ処理機 生ごみを発酵、乾燥等の方法で分解することにより、減量又は減容することが可能な機械（ディスポーザを除く。）で市長が適当と認めた物

(対象事業者)

第3条 助成金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する事業所において事業を営んでいること。
- (2) 購入した生ごみ処理機を事業所に設置し、適正に維持管理ができること。
- (3) 事業所から排出される生ごみを、当該事業所に設置された生ごみ処理機により分解させ、自ら適正に処理することができること。
- (4) 本市において入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号

に規定する暴力団等をいう。) に該当しないこと。

(6) 市税の滞納がないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、生ごみ処理機の購入価格（消費税及び地方消費税を含み、送料、手数料等の諸経費を除く。）の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前項に規定する助成金は、3,000,000円を上限とする。

(助成金の交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長が指定する日までに、奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 購入しようとする生ごみ処理機（以下「購入機」という。）の設置場所に係る図面及び写真

(2) 事業者が購入機の設置場所において事業を営んでいることを示す書類

(3) 購入機の仕様が記載されたパンフレット等

(4) 購入機の見積書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付申請取下届出書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請の対象となる購入機は、申請日の属する年度の2月末日までに設置し、運用を開始するものでなければならない。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の可否を決定し、奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、助成金の交付決定後において前条第1項の規定による申請事項を変更しようとするときは、速やかに奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付変更申請書（別記第4号様式）に同項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて市長に

提出し承認を受けなければならない。

3 申請者は、助成金の交付決定後において当該交付を辞退しようとするときは、速やかに奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付辞退届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 助成金の交付決定を受けた事業者（以下「対象者」という。）は、購入機の運用を開始したときは、当該開始の日から30日以内に奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入機の購入に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 購入機の設置状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付決定に係る内容に適合したものと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金確定通知書（別記第7号様式）により対象者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第9条 対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受領した日から15日以内に奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、対象者に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 購入機の運用を交付申請日の属する年度の2月末日までに開始できなかったとき。
- (4) その他この要綱に違反したと認められるとき。

（助成金の返還命令）

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に

助成金が交付されているときは、対象者に対し、奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金返還命令書（別記第9号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（処分の制限）

第12条 対象者は、この要綱により助成金の交付を受けた生ごみ処理機（以下「助成機」という。）を運用開始した日の属する年度の終了後5年を経過する前において処分しようとするときは、あらかじめ奈良市事業系生ごみ処理機財産処分承認申請書（別記第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（関係書類の保管）

第13条 対象者は、助成機の購入及び助成に係る関係書類を、助成機を運用開始した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（運用状況の報告）

第14条 対象者は、助成機を運用開始した日の属する年度及び当該年度の翌年度から5年度分の奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金運用状況報告書（別記第11号様式）を各年度終了日から30日以内に市長に提出しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第15条 対象者は、助成機を運用開始した日の属する年度の終了後5年を経過するまでの間は、助成機を助成金の交付の目的に反した運用若しくは運用の休止又は譲渡、交換、貸与若しくは担保に供してはならない。

（調査）

第16条 市長は、この要綱の施行に必要なときは、助成機の運用状況等を確認するため、設置場所において調査することができる。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。